

Uchicochi

[うちでのこづち]



県内中小企業の皆様へ
タイムリーな情報を届けします！

下請取引の適正化（下請かけこみ寺事業）

しが新事業応援ファンド助成金交付事業

中期経営計画の策定

原油・原材料高騰緊急対策資金

【表紙写真】

① 中小企業元気アップセミナー

② 受・発注企業商談会

③ 草津SOHOビジネスオフィス ミーティング

④ 地域資源活用型研究開発事業 研究開発推進委員会

VOL.
44

発行／財団法人滋賀県産業支援プラザ

下請事業者の皆さん！ このようなトラブルは ありませんか？

そんな
ありますよ…

1 相場よりも低い値段で一方的に代金を決められた！

買いたたき

親事業者は、下請代金を決定するときに、市価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。買いたたきに当たるかどうかを判断する主なポイントは、①市価に比べて著しく低いかどうかという価格水準、②一方的に定められていないかどうかという下請代金の額の決定方法の2つです。

2 発注を受けるときはいつも口頭！

書面でもらえないからいつも後で
トラブルになる…

発注書面を交付する義務

「言った、言わない」によるトラブルを防止するため、親事業者は、下請取引において発注の都度、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の取引内容を記載した発注書面を下請事業者に対して直ちに交付することが義務付けられています。違反すると50万円以下の罰金が科されます。

3 発注を取り消された！

もう材料を
買ってしまったのに…

受領拒否

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

4 代金を支払日に払ってもらえなかつた！

今日が支払日
なのに…

下請代金の支払遅延

親事業者は、支払期日までに、下請代金を支払わなければなりません。

● 支払期日を定める義務

親事業者は、納入された物品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定める義務があります。支払期日が定められていないときは、親事業者が物品等を受領した日が支払期日となります。

● 遅延利息を支払う義務

親事業者は製品や商品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日を経過した日から、年率14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請取引を適正化し、下請事業者の利益を守るために法律です。親事業者は、禁止行為を行った場合には、たとえ下請事業者の了解を得ているとしても、下請法に違反することになります。

下請かけこみ寺事業について

取引上の悩みに応じます！

取引に起因した中小企業者の様々な悩みや相談に滋賀県産業支援プラザが「下請かけこみ寺」として下記の事業を行っています。

- ①中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して相談員が親身になって対応します。
- ②紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続き（ADR）を行います。
- ③「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図ります。

「下請かけこみ寺」 弁護士無料相談をご活用ください！

下請中小企業の皆様の取引上の悩みを解決するために、取引に係る法律に精通した弁護士による無料相談を11月から始めました。

（～平成21年3月末）

下請かけこみ寺相談事例

代金未払い



相談概要

小売業を営むA社から、納品先の中小企業B社が経営不振を理由になかなか商品代金を支払ってくれない旨の相談があった（商品総額約30万円）。

「下請かけこみ寺」の対応

①先方とのやり取りは、内容証明郵便を用いること、②納品書等の証拠書類は保存しておくこと、③「下請かけこみ寺」のADRが利用できる可能性が等のアドバイスをA社に対して行った。

その後、A社がB社と交渉した結果、直ちにB社から代金の一部が現金で支払われ、残りは分割払いになったという報告があった。

損害賠償請求



相談概要

A社は、長年、B社（大企業）の物流を請け負ってきたが、ある日、突然、B社から、大手物流C社と契約することにしたので、来月までにC社の下請になるか（現行に比し3割カット）、業務を引き継ぐよう通告された。A社は、C社に対して引き継ぎを行ったが、いくつかの配送においてトラブルが発生したとして、B社から1,000万円の損害賠償請求を行うとの連絡と、これまでの請負代金の一部を留保された。

「下請かけこみ寺」の対応

①突然の契約の打ち切りは、独禁法に違反する恐れがあること、②損害賠償請求の根拠が不明であること、③やりとりを内容証明郵便で行うことが望ましいこと、④「下請かけこみ寺」のADRを活用することが可能であること等をアドバイスした。

これを受け、双方で話し合いがなされた結果、B社は損害賠償請求を行わず、留保金も全額返還することとなった旨の報告がA社からあった。

（中小企業庁HPより掲載）

「下請かけこみ寺」 相談窓口

取引に関するご相談ください。
ご相談いただいた方の秘密は厳守します。
相談費用は無料です。

滋賀県産業支援プラザ 経営支援グループ（担当：小林・矢野）

TEL. 077-511-1413 e-mail : keiei@shigaplaza.or.jp



“滋賀の強みを活かす”取組みを応援します！

平成
20
年度

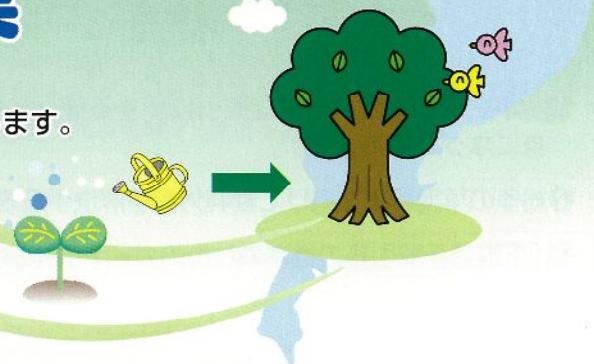
しが新事業応援ファンド 助成金交付事業

地域ブランド力の強化および地域経済の活性化を図るため、

「しが新事業応援ファンド助成金交付事業」を実施します。

12月10日から募集を開始します。

県内の地域資源を活用した新たなビジネスの立ち上げをお考えの方は、ぜひ、ご活用ください。



問1 「地域資源」とはどのようなものですか。

答え

地域の特色ある鉱工業品（農林水産加工品を含む）やその生産に係る技術、農林水産物、文化財や自然の風景地等の観光資源をいいます。



問2 助成対象となるのはどのような事業ですか。

答え

地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を行うための次の取組みです。

- ①調査研究などの企画検討の取組み
- ②研究開発や試作開発などの取組み
- ③上記①②を行う中小企業者等への支援の取組み



問3 「問2答え」の①②の取組みの助成対象者とその助成内容はどのようなものですか。

答え

助成対象者は、県内において創業を行う者または県内に主たる事業所等を有する中小企業者およびそのグループです。また、NPO法人や農事組合法人、任意グループ等の県内で自ら事業を行う方も対象となります。助成内容は次のとおりです。

助成額	助成率	事業期間
上限300万円	原則として 1/2(※1)	1年以内 (※2)

※1：県が指定する【地域産業資源】を活用する事業であって、審査委員会が認めるものについては、助成率2/3を適用します。

※2：全体計画が複数年にわたる事業については3年を限度に、次年度以降も応募することができます。

地域産業資源とは…

▶ 農林水産物

近江牛、近江の茶・伝統野菜、近江米、瀬田しじみ、日野菜、ビワマスなど 計27件

▶ 鉱工業品またはその生産に係る技術

信楽焼、高島綿織物、浜ちりめん、彦根バルブ、鮒ずしなど 計28件

▶ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

彦根城、安土城跡、浮御堂、近江八幡の水郷、多賀大社など 計79件

「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（滋賀県 平成20年7月）」から抜粋



問4 「問2答え」の③の助成対象者とその助成内容はどのようなものですか。

答える

助成対象者は、中小企業者や創業を行う方に対して支援事業を行う者として知事が認める、例えば、商工会、商工会議所や農業協同組合などの団体が対象となります。助成内容は次のとおりです。

助成額	助成率	事業期間
上限100万円	1/2	1年以内



問5 助成対象となる経費はどのようなものですか。

答える

例えば、講師等外部専門家・協力者等への謝金・旅費や、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費などです。また、対象となる取組みによって異なりますが、調査、デザインや試作品開発等の委託費も対象となります。



問6 応募はどのようにすればよいですか。

答える

しが新事業応援ファンド助成金事業計画書等の必要書類を産業支援プラザに提出してください。なお、公募要領はプラザのホームページ(<http://www.shigaplaza.or.jp/josei/2008.html>)でご覧いただけます。ホームページをご覧いただけない方は、プラザまでお問い合わせください。

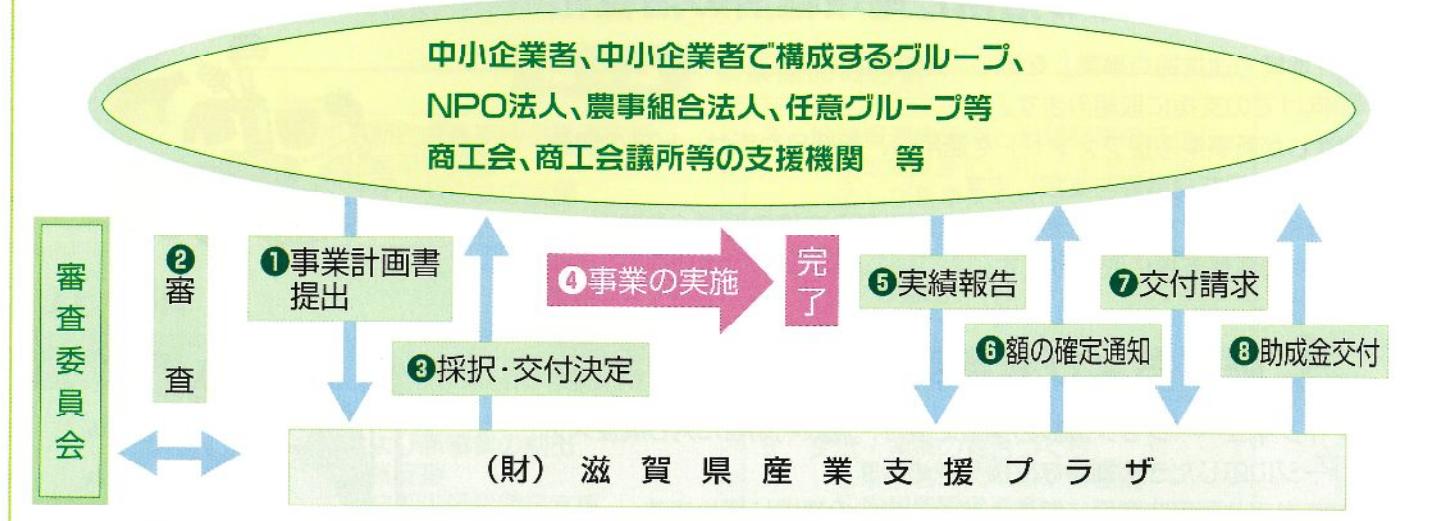


問7 募集期間はいつですか。

答える

平成20年12月10日から平成21年1月20日まで(必着)です。

応募から助成金交付までの流れ(概要)



○詳細な内容については公募要領をご確認いただき、下記までお問い合わせください。

問い合わせ
計画書等提出先

滋賀県産業支援プラザ 経営支援グループ (担当: 谷口・草川)

TEL. 077-511-1413 e-mail : keiei@shigaplaza.or.jp

*しが新事業応援ファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構、滋賀県のほか、下記の県内金融機関ならびに団体から資金協力を得ています。
株式会社滋賀銀行、株式会社びわこ銀行、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫、長浜信用金庫、財団法人びわこ空港周辺整備基金

中期経営計画を策定しました

～情報力・連携力・人間力を最大限に発揮し企業のやる気を応援します～

財団法人滋賀県産業支援プラザは、平成22年度までの経営方針と

重点施策を示す「中期経営計画」を策定しました。

今後この計画に基づき、県内産業振興の担い手の一員としての使命を深く自覚し、

顧客である県内中小企業者等の皆様とのコミュニケーションを最も重視し、

そのニーズに的確に応えつつ、共に前進することを目指します。

全体像については次ページに示しましたが、このうち第4章「事業展開の方針」に掲げた

重点的取組みは下記のとおりです。

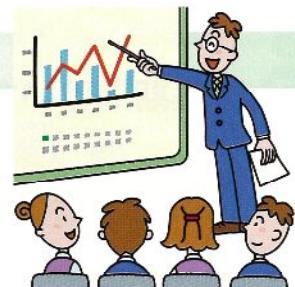
1 顧客とのコミュニケーションの強化

- ①出張相談会やテーマ別意見交換会などを通じ、企業の経営課題を発掘し、新たな支援策の立案に活用します。
- ②セミナーの開催など経営情報の提供をするとともに、ホームページなどを活用して情報発信支援に取組みます。
- ③アンケート調査などを通じた、双方向コミュニケーションの強化に取組みます。



2 経営革新と成長期待企業の支援

- ①適正な下請取引や受発注のあっせんに取組みます。
- ②成長期待企業の育成を含め、企業の系統的な発展支援に取組みます。
- ③海外取引や経済交流など、国際ビジネスを支援します。



3 地域資源の活用と地域経済の活性化

- ①「地域力連携拠点事業」を通じ、地域資源の発掘からその事業化に向けての支援に取組みます。
- ②「しが新事業応援ファンド」を運用し、新商品や新サービスの開発に取り組む企業等を支援します。
- ③技術研修会や経営研究塾の開催、経営者の交流の場づくりなど、人材の成長支援に取組みます。



4 創業および新事業の創出

- ①インキュベーション施設の運営に併せ、施設利用者に対し成長ステージに応じたきめ細かな支援を進めます。
- ②産学官共同研究開発に関する競争的資金の獲得に努めます。
- ③環境・健康・福祉分野など特色ある産業の育成支援をします。



5 交流・連携の舞台づくり

- ①コーディネータ交流会の開催など、産学官連携の促進に取組みます。
- ②県や他の支援機関との連携を強化します。
- ③企業間の異業種交流などの交流・連携の場づくりに努めます。



中期経営計画の全体像

第1章 策定の背景

プラザを取り巻く状況

- ・人口減少、少子高齢化の進行
- ・地球温暖化、資源枯渇
- ・経済のグローバル化
- ・全国有数のモノづくり県
- ・約6割が加工組立型業種
- ・大学などの知的資源の集積

プラザの課題

- ・中小企業支援の充実
- ・県新外郭団体見直し計画
- ・県財政構造改革プログラム
- ・新公益法人への移行
- ・多様な経験の職員構成

効率的な
業務運営の
推進

第2章 経営の基本方針

プラザの強み

情報力

- ・経営相談 年間1,700件
- ・巡回企業訪問 年間600社

連携力

企業、大学、行政、他の産業
支援機関とのネットワーク

人間力

- ・広範な人的ネットワーク
- ・多様な経験の職員

経営理念

私たちは、顧客とのコミュニケーションを大切にし、そのニーズの的確な把握のもと、自らの資源と関係機関等との連携を最大限に活かし、質の高いサービスを迅速かつ着実に提供することにより、活力ある滋賀県産業の発展に貢献します。

第3章 計画期間

平成20年度～22年度

第3章 計画の性格

当面の運営方針および重点施策を示すもの

PLAN 計画

第4章 事業展開の方針

- 2 経営革新と成長期待企業の支援
 ①経営革新支援
 ②成長期待企業の支援
 ③国際ビジネス支援

- 3 地域資源の活用と地域経済の活性化
 ①地域資源を活用した新事業の創出
 ②しが新事業応援ファンドの運用
 ③人材の成長支援

- 1 顧客とのコミュニケーションの強化
 ①相談対応等の充実
 ②経営情報の収集・発信
 ③双向コミュニケーションの強化

- 4 創業および新事業の創出
 ①創業支援
 ②新技術の研究開発支援
 ③特色ある産業の育成支援

- 5 交流・連携の舞台づくり
 ①産学官交流サロンの運営
 ②支援機関の連携
 ③交流の舞台づくり

ACTION
反映

DO
実施

CHECK 評価

第5章 自主・自律の組織運営

- (1) 効果的・効率的な組織運営
 (2) 財務体質の変改
 (3) 組織体制の簡素効率化

- (4) 職員の資質向上
 (5) 新公益法人制度への移行
 (6) 低炭素社会等への対応

原油・原材料価格の高騰でお困りの中小企業の皆様へ



原油・原材料価格の高騰による影響を受け、売上の減少や仕入価格の上昇による収益の減少により、資金繰りに支障が生じているなど、業況が悪化している中小企業の方々を対象とした、借換を含む、低利で長期固定の資金「原油・原材料高騰緊急対策資金」が創設されていますのでお知らせします。

原油・原材料高騰緊急対策資金のご案内

	新規枠	借換枠
融資対象者	<p>次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等</p> <ul style="list-style-type: none">①最近3か月間の売上高または営業利益が前年同期と比べて10%以上減少していること。②売上原価に占める主要な原材料または燃料の仕入価格の割合が20%以上であること。③最近1か月の原材料または燃料の仕入単価が前年同月と比べて20%以上上昇していること。④原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下であること。⑤セーフティネット資金（新規枠）の融資対象者ではないこと。	<p>次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等</p> <ul style="list-style-type: none">① ② ③ } 同左④保証協会保証付融資（一部保証付融資を除く）を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれるもの。⑤借換の対象とする融資が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること。⑥セーフティネット資金（借換枠）の融資対象者ではないこと。
融資限度額	5,000万円	8,000万円（増額分を含む）
融資利率	年 2.15%	年 2.4%
融資期間	設備資金 7年以内（据置1年以内） 運転資金 5年以内（据置6か月以内）	7年以内（据置1年以内）
信用保証	必ず保証付き 保証料率 年 0.45%～1.90%	
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	

※融資の申込先は、滋賀県中小企業団体中央会、各商工会議所および各商工会です。

※融資利率等は今後変更される場合がありますので、詳しくは上記申込先または滋賀県商工観光労働部商工政策課金融担当（TEL.077-528-3714）までお問い合わせください。

また、県制度融資「セーフティネット資金」で対象業種や要件が拡大したほか、
中小企業の融資などの相談に電話で応じる「しが中小企業金融緊急ホットライン」が設置されています。

しが中小企業金融緊急 ホットライン

融資に関するご相談など
中小企業の皆様の声をお聞きします！
また、県の融資制度等について
具体的な内容等をご説明します！

TEL. 077-528-3714

受付時間：平日 8:30～17:30

企業のやる気を応援します！

財団法人滋賀県産業支援プラザ

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21(2階)



077-511-1411
(企画交流グループ)



077-511-1418

URL <http://www.shigaplaza.or.jp/> e-mail info@shigaplaza.or.jp

